

廃棄物最終処分場における六価クロムの水質検査結果【実測値超過施設】

1. 一般廃棄物最終処分場の調査状況は、下記のとおりである。

処分場	一般廃棄物最終処分場		
規制対象試料	周縁地下水	放流水	保有水等 (浸出水)
規制対象期間	埋立開始～廃止	埋立開始～廃止	廃止時 (廃止前2年間)
調査依頼先	自治体・一部事務組合 ・広域連合	自治体・一部事務組合 ・広域連合	自治体・一部事務組合 ・広域連合
調査施設数	1,278	1,181	11
現基準値超過施設数	1	0	0
新基準値超過施設数	2	1	0

2. 産業廃棄物最終処分場の調査状況は、下記のとおりである。

処分場	管理型最終処分場			安定型最終処分場	
規制対象試料	周縁地下水	放流水	保有水等 (浸出水)	周縁地下水	浸透水
規制対象期間	埋立開始～廃止	埋立開始～廃止	廃止時 (廃止前2年間)	埋立開始～廃止	埋立開始～廃止
調査依頼先	事業者	自治体	自治体	事業者	事業者
調査施設数	356	1,106	313	460	457
現基準値超過施設数	1	0	0	0	1
新基準値超過施設数	2	3	0	0	5

調査結果を踏まえた見解

- ① 水道法に基づく水道水質基準が改正されたことを受けて、「水質汚濁防止法施行規則」及び「排水基準を定める省令」において定められた、六価クロム化合物及び大腸菌群数の排水基準等が改正され、最終処分場の排水基準等を改正する必要が生じた。
- ② 社会的な影響を勘案するため、最終処分場における排水基準等の遵守状況を調査した結果、新基準値を超過した施設は極めて少数であった。一方で、一部の新基準値超過施設からは、少なくとも1年単位での準備期間を要するとの意見を受けた。
- ③ なお、大腸菌群数の基準改正に関しては、よりの確にふん便汚染を捉える趣旨での改正であり、規制を強化するものではない。

結論

- ① 資料3「廃棄物最終処分場における排水基準等の改正案」で示した案のとおり、改正する。
- ② ただし、六価クロム化合物及び六価クロムの新基準値の適用に関しては、事業者による準備期間を設けるため、施行年月日を令和8年4月1日とする。

参考：放流水の六価クロム濃度低減に向けた対策

- ① 凝集沈殿工程において添加するキレート剤に六価クロム除去専用の薬剤を使用する。
 - ② キレート吸着処理におけるキレート樹脂に六価クロム除去専用のものを使用する。
- ⇒ 吸着量は低い

が

pHを適切に管理した状態であれば活性炭による除去も可能である。

今後のスケジュール



審議会

12月24日
第10回廃棄物
処理基準等専
門委員会
↓
取りまとめ

2月～
中環審循環型社会
部会へ報告

パブコメ

12月下旬～
1月下旬
開始

1月下旬～
2月下旬
意見確認
↓
回答作成

改正手続

1月下旬～
2月下旬
省令案文
作成

3月上旬
公布

R7.4.1
大腸菌群数
に係る改正
の施行

R8.4.1
六価クロム
に係る改正
の施行

R 6.12月

R 7.1月

2月

3月

4月

R 8.4月